

業務事情による引越しに関する注意事項

●赴任手当をお支払いします。

ご自身で物件をお探し頂き、個人契約にて契約をお願いします。

物件の契約に関わる費用(家賃・共益費など毎月の賃料は除く)を上限15万円まで会社より赴任手当として負担いたします。

(政令指令都市の場合上限18万円までとする。)

但し、給与の際に課税対象となり所得税が上がるため、その際にその分を見込んで+上限3万円までを追加して付与いたします。

●家賃・駐車料・自治会費などの毎月発生するアパートに関する費用は個人負担となります。

●引越し補助金をお支払いします。

引越しにかかった費用のうち下記を上限金額として会社より補助いたします。

(引越し業者への支払いに限らず、公共機関での移動費用や荷造運賃なども対象です)

引越し元←→引越し先	片道移動距離150Km未満	独身	15,000円
		家族	20,000円
	片道移動距離150Km以上250Km未満	独身	30,000円
		家族	35,000円
	片道移動距離250Km以上	独身	50,000円
		家族	55,000円

●赴任手当・引越し補助金の申請方法について

手続き方法:リツアンSTC指定 費用請求書(別紙)の郵送提出

必要書類:【赴任手当】①物件契約により発生した費用の内訳がわかる請求明細コピー②領収書コピー

【引越し補助金】①領収書(宛名を「株式会社リツアンSTC」でもらってください)原本

注意事項:必ず引越し先のご住所を合わせてご連絡ください。

入社手続きが完了していない方は手当・補助金の振込口座もお伝え下さい。

手当支払い日:請求書到着から7営業日以内に指定口座へ入金

株式会社リツアンSTC

〒436-0093

静岡県掛川市連雀1-5 みらいふ1F-A

TEL 0537-21-7077(代表)